



あなたも

「自転車安全利用推進員」になりませんか

自転車の安全な利用を促進するために協力していただく交通ボランティアを募集しています！

京都府では、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第10条に規定する、自転車に関する交通安全教育や広報・啓発活動等を行う「自転車安全利用推進員」を募集しています。

◇ 活動の内容 日常生活の出来る範囲内で、身近な人に対して自転車の安全な利用方法について、啓発を行っていただくボランティア活動です。

※ 学校など団体での活動等、他の推進員の参考となる取り組みがあれば、京都府が発行する「推進ニュース」に掲載させていただくことがあります。

※ この登録制度は、推進員のみなさまにボランティア活動を義務付けるものではありません。

活動状況について、推進員のみなさまにお尋ねすることや、報告は求めませんが、学校など団体で特色ある活動をされた場合はお知らせ頂ければありがたいです。

◇ 身分等 京都府知事から委嘱される、自転車安全利用推進員の身分等は次のとおりです。

- ① 公務員ではありません
- ② 報酬や旅費は、支給されません
- ③ 委嘱期間は、委嘱を受けた年度の3年後の年度の10月31日まで

◇ 任用資格

◇ 京都府自転車安全利用推進員講習【京都府】

◇ サイクリングインストラクター講習【財団法人日本サイクリング協会】

◇ サイクリングディレクター検定講習【財団法人日本サイクリング協会】

のいずれかの講習を受講した方、又は

◇ 自転車安全整備士か自動車教習指導員

の資格を有する方

◇ 問い合わせ先

京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課

〒 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電 話 075-414-4367 (直通)

FAX 075-414-4255